

千葉市環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

千葉市環境影響評価条例（平成 10 年千葉市条例第 39 号。以下「アセス条例」という。）の対象事業である「砂利等採取事業」のうち「土の採取事業」の採取計画については、千葉県土採取条例の規定に基づく県知事の認可制であったところ、平成 28 年 8 月から千葉市土の採取計画の認可に関する条例（平成 28 年千葉市条例第 19 号。以下「土採取条例」という。）の規定に基づく市長の認可制となった。

当該認可に際し、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを環境影響評価書等に基づいて審査することで、環境の保全上の支障の未然防止を図る必要があるため、千葉市環境影響評価条例施行規則の一部改正を行う。

	砂利等採取事業		
	土の採取事業 (粒径が概ね 0.01mm 未満)	砂利の採取事業 (粒径が 0.01mm 以上 300mm 以下)	岩石の採取事業 (粒径が 300mm 超)
規制根拠 法令	千葉県土採取条例 (昭和 49 年 9 月 29 日施行) ↓ <u>千葉市土の採取計画の認可に関する条例</u> (平成 28 年 8 月 1 日施行)	砂利採取法 (昭和 43 年 8 月 29 日施行)	採石法 (昭和 26 年 1 月 31 日施行)

2 改正の主な内容

アセス条例の対象事業に係る市の条例上の許可等に際し、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを環境影響評価書等に基づいて審査すると定めている当該市の条例の規定に、土採取条例の規定を加える。

3 施行時期（予定） 令和 6 年度中

（参考）市の条例上の許可等に当たっての環境保全の適正な配慮についての審査について

アセス条例に基づく対象事業について、市の条例で許可等の処分を行う者は、当該許可等の審査に際し、環境影響評価書の記載事項等に基づいて、環境保全の適正な配慮がなされているかどうかを審査し（同条例第 39 条第 1 項）、当該審査と許可等の審査の結果を併せて判断して許可等を行い、又は許可等を拒否し、若しくは許可等に条件を付することができる（同条例第 39 条第 2 項各号）。

事業のプロセス

